

求職者支援訓練を実施するに当たっての留意事項 改訂項目一覧

※求職者支援訓練を実施するに当たっての留意事項(本文)及び別添について今回、改訂した箇所を青字とし、時限措置の取扱いについては、黄色のマーカで記載しています。

文書	番号	改訂箇所	頁	改訂内容
留意事項 (本文)	1	全体	-	平仄の訂正(誤字、表記ゆれ及び参照番号の訂正、文章の平易化等)
	2	受講者の募集・選考等	15P	令和4年12月2日以降に開講する基礎コースについては、職業能力開発講習(以下「能開講習」という)を最初の1か月目以外に実施することが可能となりました。(申請済みのコースについては、原則、適用対象外となります)ただし、最初の1か月目以外で能開講習を実施する場合、能開講習の受講を免除される者の受講は認められません。
留意事項 (別添)	3	別添14	106～112P	IT分野又はデザイン分野の訓練のうちWEBデザイン系の訓練コースについて、認定職業訓練実施奨励金(実習促進奨励金)の特例措置が設けられましたので、追記しました。 詳細については「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項(令和4年12月2日以降に申請する訓練科から適用)」の別紙16「認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置及び認定職業訓練実施奨励金(実習促進奨励金)に係る認定申請時における手続きについて」及び厚生労働省ホームページ「求職者支援訓練の訓練実施機関に対する奨励金について」(URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/shoureikin.html)に掲載されている「求職者支援訓練の訓練実施機関に対する奨励金について」の「実習促進奨励金(特例措置)のご案内」をご確認ください。 認定済みの訓練コースについては、機構支部が本特例措置の適用希望の有無を確認させていただき、本特例措置適用希望があることを確認できた場合は、訓練開始日までに「企業実習計画書(様式A-54)」を提出してください。 また、認定済みの訓練コースについて特例措置の適用を希望する場合は、受講者(又は受講希望者)に対して、企業実習実施報告書総括表(様式A-55)の受講者署名欄に署名して頂く必要がある旨等、訓練コース概要について説明する必要があります。 ※認定後、特例措置の適用を受けるため、カリキュラム変更等を行うことは認められません。(特例措置の適用を受ける場合は、訓練コースの開講前までに、機構支部に申出を行う必要があります。)
様式集	5	様式A-55	128～131P	IT分野又はデザイン分野の訓練のうちWEBデザインの訓練コースにおいて、認定職業訓練実施奨励金(実習促進奨励金)の特例措置の適用を希望する際に提出する「企業実習実施報告書 総括表」を追加しました。